

日時 令和2年12月4日（金）
場所 特許庁庁舎9階 庁議室
（オンライン会議併用）

産業構造審議会 知的財産分科会

第3回基本問題小委員会

議 事 録

特 許 庁

目 次

1. 開	会	1		
2. ウィズコロナ／ポストコロナ時代における産業財産権行政の在り方					
	～特許庁サービスの維持・向上に必要な料金体系の在り方について～	2		
3. 自	由	討	議	9
4. 閉	会	36		

1. 開 会

○小松企画調査課長 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから産業構造審議会知的財産分科会第3回基本問題小委員会を開会いたします。

本日は御多忙の中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。事務局を担当します企画調査課の小松です。よろしくお願いいたします。

本日の議事進行につきましては、長岡委員長にお願いしたいと思います。

それでは、長岡委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

○長岡委員長 どうもありがとうございます。

本日は第3回目ということで「ウィズコロナ／ポストコロナ時代における産業財産権行政の在り方」、特に「特許庁サービスの維持・向上に必要な料金体系の在り方について」という議題について御審議をいただければと思います。

それでは、議事に入る前に、委員の出欠状況及び定足数等について御説明をお願いいたします。

○小松企画調査課長 本日は議決権を有する8名の委員全員に御出席いただいておりますので、「産業構造審議会令」第9条に基づき、小委員会は成立となります。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。「座席表」、「議事次第」、「タブレットの使い方」につきましてはお手元に紙で配付しております。「委員名簿」、資料1についてはお手元のタブレットで御覧いただければと思います。

タブレットの使い方についてお困りになった場合には、お席で手を挙げていただくなどして合図していただければ担当の者が対応いたします。

議事の公開については前回同様、本小委員会では新型コロナウイルス対応、サーバー負荷軽減等のため、一般傍聴及びプレスへのリアルタイムでの公開は行っておりませんが、会議後に議事録を特許庁のホームページにおいて公開いたします。

今回も委員の皆様方には後日、内容を御確認いただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

2. ウィズコロナ／ポストコロナ時代における産業財産権行政の在り方 ～特許庁サービスの維持・向上に必要な料金体系の在り方について～

○長岡委員長 では、これから議事に入りたいと思います。

本日の議題について、事務局から説明をお願いいたします。

○小松企画調査課長 それでは、お手元の資料1を御覧いただきたいと思います。

まず1ページを御覧ください。本日は3つのパートから構成しております。まず1つ目として、「前回の議論の総括」、それから2つ目として「手続・支払等ユーザーサービスの向上」、ここで押印の廃止・手続オンライン化の徹底、予納・支払手段の利便性向上について御審議いただきます。それから、3つ目が「歳出・歳入構造改革」に向けてとなります。

それでは、ページをめくっていただいて3ページを御覧ください。3ページ、4ページでは第2回の小委員会でもいただいた主な御意見をまとめております。まず3ページ、「審査・システムについて」ということで、特許制度ですけれども、上2つ、例えば現状の審査速度・質に概ね満足している。迅速な審査結果は企業にとって不可欠であり、必要な投資は行うべき等の御意見をいただいております。特許制度の一番下にあるとおり、クレームの記載形式など日本独自の制度運用に関しても見直しを検討してはどうかという御意見を前回いただいておりますので、これについては後ほど御説明いたします。それから、意匠制度ですけれども、意匠については、その制度自体の認知度や理解度が十分ではないということ、周知の強化が必要であろうという御意見をいただいております。それに加えて、意匠権というものはデザインを真似された場合などに模倣品を排除する手段として有益だという御指摘もいただいております。商標制度については出願が処理を大きく上回って審査期間が延びているという現状がありますけれども、それに対して審査の迅速化が重要である等の御意見をいただいております。

続いて4ページですけれども、情報システムについては前回、これ以上の経費を削減するとどういったものを切り捨てていかなければならないかという話をさせていただきましたけれども、それについてユーザー向けの既存サービスを安易に削減すべきではないという御意見をいただいております。それから、一番下ですけれども、度重なる法改正がシステム経費に影響を及ぼすということであれば、同一ないし類似のテーマに関する法改正は、長期的視野に立って検討すべきであるという御意見もいただいております。あと国際協力、中小・大学・ベンチャー支援、オープンイノベーションの促進等に関する支援施策ですけ

れども、ここに4つ挙げているとおりで、例えば1つ目ですけれども、ASEAN 諸国に対する支援を積極的に継続し、日本のルールを使っていただけるような形になればありがたい等の御意見をいただいたところです。

5 ページ以降に各部門におけるこれからの審査の在り方をまとめています。まず5 ページが「特許審査の在り方」ですけれども、特許審査の“イノベーション”により、審査リソースを最大限効率的に活用し、ユーザーに求められる真の「世界最速・最高品質」を提供するという一方で、特許審査におけるプロセスを4つ、先行技術調査、検索外注、起案、品質管理とそれぞれに分解した上で、イノベーションを進めていくということをまとめています。

6 ページは「商標審査の在り方」になります。商標審査は先ほど申し上げたとおり、出願が処理を大きく上回っている状況にありますので、まず安定的な商標審査体制の確立を行わなければならないということで、ここには時系列に出願、指定商品・役務の調査、商標の調査、判断・起案、品質管理と並べておりますけれども、それぞれについてここに挙げているような取組を行っていきたいと考えているところです。

7 ページは「意匠審査の在り方」になります。意匠審査については、制度自体の周知がまず必要であるということで、今後の具体的対応策のところに書いてあるとおり、意匠制度の周知の強化、それから国内外のユーザーニーズを踏まえた意匠制度の一層の戦略的活用と利便性向上のための運用改善の検討といったことに取り組んでいきたいと考えています。

8 ページには「国際協力に向けた取組」を3つのカテゴリーに分けてまとめています。海外情報収集・提供、人材育成支援、海外庁との審査協力ということになります。

9 ページに「中小・ベンチャー企業及び大学支援関係施策」として、特許庁と INPIT で行っている施策を並べております。

10 ページが特許庁業務を支える情報システムの在り方ということで2つ、前回は御報告申し上げましたけれども、運用等経費の削減であれば機器を減らすであるとか、サーバーの機器を長く使う。整備経費の削減であれば開発案件を大幅に絞り込み、開発規模そのものも1つ、1つ縮小するというところに既に取り組んでいるところです。一方で、当面对応すべき課題のところですが、一番最初の、今取り組んでいるシステムの刷新については、これはとめるわけはないので、やり切らなければいけない、完遂するということを書いております。それに加えて手続オンライン化等のユーザー利便性の向上等につ

いても取り組んでいきたいというふうに考えているところです。

以上がこれまでに御議論いただいた内容になります。

11ページ以降が、2.として「手続・支払い等におけるユーザーサービスの向上」になります。

12ページを御覧いただければと思います。「手続の合理化の推進」ということで、押印の廃止と更なるデジタル化の推進、この背景について説明したスライドを入れています。

13ページには、まずさらなるデジタル化の推進ということで、特許庁には現在、800種類の手続がありますけれども、そのうち電子申請できない手続が500種類ありますので、これらの手続のデジタル化を推進していきたい。具体的には、年度内に申請手続等のデジタル化推進計画を策定し、段階的に実施していきたいというふうに考えているところです。

めくっていただいて、14ページは押印廃止の話になります。800種類の手続について、ここに書いてある①、②の観点でまず分類してみると、①偽造による被害が大きく、回復が困難な手続というものがおよそ40種類あるのですけれども、こちらについては押印を存続する。一方で、それ以外の手続については②厳格な本人確認が不要と整理して、760種類ほどありますけれども、こちらは押印の廃止を目指していきたいと考えているところです。

紙で行われる手続についての「登録情報処理機関による電子化業務」を15ページに取り上げています。まず①として、オンライン申請可能な手続であるのですけれども、紙で行われているというのがあります。実績で6.2万件、これを登録情報処理機関というところで電子化手数料を徴収して電子化しています。電子化手数料の収入は1.6億円になります。あともう一つ、②ですけれども、そもそもオンライン申請に対応していない手続の中に、別途、特許庁からの委託により、電子化を実施しているものが実績として96万件あります。これらを合わせて特許庁からの支出は11.9億になるのですけれども、特に①のほうについて、紙で申請した者から徴収している電子化手数料が経費全額をカバーできていないというのが現状です。したがって、オンライン申請利用者との負担の公平性の観点から、電子化手数料の水準を見直すという必要がある。加えて、電子化手数料の対象とすべき手続の範囲についても検討していくべきではないかと考えています。また、書類が今後全部電子化されていきますので、電子化業務の在り方そのものについても検討が必要となると考えているところです。

16ページ以降は支払い手段の話になります。今、用意されている支払い手段はオンライン手続で特許印紙予納、口座振替、クレジットカード、口座振込の4つになります。また

窓口・郵送手続が特許印紙によるものと、あと現金納付書によるが用意されています。

17ページに特許料等の受け入れの状況を数字を並べておりますけれども、全体で1257億円のうち特許印紙によるものが953億円あります。特許印紙は売り捌きの手数料として3.3%かかり、その手数料が31億円です。その特許印紙によるもののうち印紙による予納に使われているものが96%に上っているので、ここをどうにかできないかということで、19ページを御覧いただければと思います。

19ページのところには支払い手段の在り方として、オンラインのところを御覧いただきたいのですが、制度利用者に対して特許印紙以外の手段による支払いを促すということと、あと特許印紙による予納についてなのですけれども、物理的な印紙の取扱いに係るユーザー・特許庁双方の負担軽減の観点ということから、今、廃止する方向で検討しているところです。並行して、現金によって予納できるようにするという印紙予納の代替手段についても検討を行っています。

20ページ以降に料金の支払い方のプロセスを載せておりますので、後で必要があれば御参照いただければと思います。

25ページから、「3.歳出・歳入構造改革に向けて」というパートになります。まず27ページですけれども、令和3年度の概算要求について、これは第2回に御覧いただいた資料をもう一度載せております。歳出のところを見ていただきたいのですが、対前年度比で▲78億円という削減を行っているところです。

その具体的な内訳が28ページに出ています。これも第2回の資料になりますけれども、大きなところでは先行技術調査の外注費が▲25億円、情報システム費が▲11億円となっています。

29ページに「財政運営の現状と歳出構造改革」ということで、システム刷新や庁舎改修に伴う一時的経費というものが今かさんでおりますけれども、それとは別に審査環境の複雑化等を背景として、定常的な歳出も増大しており、現在のところ、定常経費のみでも単年度赤字ということになっております。定常経費についてはシステム運用経費の削減、それから審査関係経費の削減というものに既に着手しているというのは先ほど申し上げたとおりです。これらの取組を引き続き行っていくことによって、2022年度以降早期に定常経費を現行料金体系下での歳入を下回るものとしていきたいと考えています。

30ページを御覧いただきたいと思います。このような取組を行うことによって定常経費が歳入を下回ったとしても、制度の安定運用のためには、①将来必要となる一時的経費の

不足分、それから②災害等の不測の事態に備えたバッファー等、この2つに関して剰余金の確保が必要であると考えています。まず①ですけれども、2030年代半ばまでに必要と見込まれる一時経費は、現在取り組んでいるシステム刷新、それから庁舎改修、これを2022年から2026年度の間やり切るために610億円程度を要すると試算しております。それから、その次に回ってくる次期システム刷新と庁舎改修、それを現行と同規模と仮定すると、2030年代半ばまでに1430億円程度必要になり、合わせて2000億円程度必要になると試算しております。それから、②の災害等不測の事態に対応するリスクバッファー等ですけれども、これは3ヵ月程度収入がなくなったとしても業務継続が可能な水準というふうに置いてみると、400億円程度になろうかと考えているところです。

31ページ、「追加的に確保が必要な歳入額とその確保策について」については、2021年度末の剰余金が既に②のリスクバッファーを下回ることから、2022年度には追加的な歳入を確保する必要があると考えています。2022年度から次期システム刷新が本格化する2030年代半ばまでに、先ほどの①の経費を確保するためには2000億を13年間で割ると、1年度当たり150億円程度が追加的に必要になり、急速な出願増等が期待できない中においては、歳出削減策を行ってもなお不足する分について、料金の改定により確保せざるを得ないのではないかと考えております。なお、改定幅の検討に当たっては、値上げにより出願が抑制される可能性や、経済動向による出願減の可能性等にも留意する必要があると考えております。

33ページの折れ線グラフを御覧いただきたいと思います。1つの仮説として、まずケース1というものを御覧いただきたいのですが、緑色の折れ線グラフになります。これは2008年改定時の料金体系を維持したと仮定した場合に、現在の歳入がどれほどになるかというもので、赤線が実績値ですけれども、1227億に対して、ケース1の場合は1436億ということで、200億円程度の増収が見込めると試算されます。一方でケース2（件数変動なし）という黄色の折れ線グラフを御覧いただきたいのですが、これは全手続について2007年（リーマンショック前）時点の出願等件数で固定した場合の歳入がどれほどになるか。リーマンショックの後は皆様、御存じのとおり出願件数がジワジワと減ってきておりますので、もしそれがなければ1323億円ぐらいの収入だった。逆に言うと、リーマンショック後の出願減によって100億円程度歳入が減っているということになります。今回、コロナを受けてこれからの出願動向がどう変わるか、具体的なところはまだわかりませんが、1つのケースとしてリーマンショック後に100億円程度減っているというのが

参考になるのではないかと考えているところです。

34ページを御覧いただきたいと思います。先ほど2008年の改定時の料金体系を維持と申したのは、2008年6月から2011年7月という列になります。出願料が1万5000円、審査請求料が16万8600円＋請求項数×4000円、特許料については御覧のとおりです。この水準を戻すことで200億円程度の増収になります。

35ページに料金の考え方というのを整理しています。大きく分けると実費を勘案して定められる手数料と産業財産権付与の対価として徴収する料金に分けられて、実費を勘案して定められる手数料の中には出願料、審査請求料、それから国際出願関係手数料が含まれています。

これらの料金水準に加えてもう一つ、36ページになりますけれども、PCT 手数料については国際出願を奨励する観点から、実費を大幅に下回る水準としてきたところですが、奨励策が功を奏し、近年、国際出願が着実に増加しているということを踏まえて、その水準を見直すこととしてはどうかというふうに考えております。

37ページに具体的な PCT 手数料を載せております。

38ページ、これは前回も御覧いただいた資料になりますけれども、特許と PCT 料金の各国比較になります。現状、日本は米国、EPO 等と比べるとかなり低い水準になっていて、特に PCT は米国、EPO のおよそ 3 分の 1 という水準になっています。

39ページには意匠と商標の料金の比較を載せています。

それから40ページ、「料金制度に付随する論点について」ということで、41ページを御覧ください。特許については減免制度の在り方と、冒頭申し上げた請求項記載の在り方、それから商標については、権利者や出願人のインセンティブ等を踏まえた料金体系の在り方、これらについて御議論いただきたいと考えています。

42ページですけれども、減免制度については、第2回でも御紹介しておりますが、そこと変えているところを赤字で明示的に書いております。前回、「減免ではなく支払いの繰延（猶予）としてはどうか。」ということ一度御提案しましたけれども、その後いろいろ検討した結果、「特許登録までの間に他者に権利移転された場合については、減免を取り消す等の措置を検討してはどうか。」この方針で検討を進めていきたいと考えています。

43ページ以降が請求項記載形式の在り方ということで、マルチマルクレームを取り上げています。43ページの左側にマルチマルクレームの例、それから右側には記載上の請求項の数に対して表現できる実質請求項の数が、マルチマルチを許容すると指数関数的に

増加していくということを示しています。

44ページは現状の分析をしたものを御紹介しております。請求項数の平均は8.1で、30項以下のものというのが99%を占めておるのですけれども、実質請求項の数をカウントしてみると500を超えるもの、あるいは1000を超えるものがあるというのが現状です。

45ページに各国比較を載せています。マルチについては、日、米、欧、中、韓と許容されておりますけれども、マルチマルチは米国、韓国、中国では認められていないというのが現状になります。

46ページは商標に関する事で、「不使用商標やストック商標の適正化等に資する料金体系の在り方」ということで、出願・登録や更新の適正化を促す観点から料金の引上げを検討する必要があるのではないかとまとめております。

47ページは出願内容の適正化や審査負担軽減に資する料金体系の在り方ということで、ファストトラック審査を今実施しておりますけれども、これに加えて基準等に従った指定商品・指定役務の記載を促進する方策について検討する必要があるのではないかと考えているところです。

48ページからは「財政運営における情報開示等の在り方」ということで、49ページに「特許特別会計に係る情報開示の現状」を御紹介しております。御覧いただければ一目瞭然ですが、非常にシンプルな情報開示になっています。

50ページですけれども、特許特別会計の運用状況や料金水準の妥当性について、より御理解をいただくためには、定期的に特許庁からより充実した情報公開を行い、料金の負担者であるユーザーの皆様にお示しすることが必要ではないかというふうに考えておる次第です。また財政運営の状況、特に剰余金の水準や料金体系の妥当性について、専門家・第三者による検証を定期的に行うことが必要ではないかということ、加えて、財政状況を踏まえて機械的に料金水準の調整を行うことを可能とするような一定のルールを設けることで、剰余金がすごくたまったりすごく減ったりと、そういうような振れ方をしないような運営ができるようにできないかということも検討していきたいと考えております。

私からの説明は以上になります。

○長岡委員長 どうも大変ありがとうございました。

3. 自由討議

○長岡委員長 では、これから討議に移りたいと思います。

御発言の際は挙手をいただくようお願いいたします。できるだけマイクに近づけてお話をいただきたいと思います。タブレットの使い方などについてお困りになっている方は指示をしていただきたいと思いますが、かなり内容が濃い内容でしたので、順番に分けて議論していったほうがいいのかと思いますので、まず最初の節、前回の議論の総括をしていただいております。それから今後の審査の在り方について方針を書いていただいておりますが、資料で言いますと10ページまでなのですが、10ページまでのところで何かお気づきの点とかコメントとか、いかがでしょうか。

どうぞ、戸田委員、お願いします。

○戸田委員 まとめていただいている資料の6ページのところですが、「商標の審査の在り方」の中で、「AI技術の活用」という言葉が出てきます。こういったAI技術の活用は商標に限らず、意匠の類似検索ですとか、特許の審査でも適用できると思いますので、積極的な取組を是非お願いします。

以上です。

○長岡委員長 ありがとうございます。非常に重要なポイントだと思います。

どうぞ、萩原委員、お願いします。

○萩原委員 今、戸田委員が御指摘されたところと関連するのですが、意匠なのですけれども、特許庁さんとして「デザイン経営」という言葉が使われて、これはどういう解釈をするのかというのは人によって違うところがあるかもしれないのですが、意匠を中心とした知的財産権を経営に活かすということだと思っておりますが、一方でハーグ協定に加盟されて、意匠の国際的な日本の企業の活用というのが期待されたのですが、それほど活用されていないのではないかとというのが私の印象なのです。それはどうしてかというのがあると思うのですが、その辺を特許庁さんとして分析されて、企業にとってこれだけメリットがありますよというのをもうちょっと出されてもいいのではないかなと思いますので、是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○長岡委員長 ありがとうございます。制度の活用について、原因の分析というのを少しちゃんとやっていく必要があるのではないかとということですね。

いかがでしょうか、何かコメントはありますか。

○下村意匠課長 意匠課の下村と申します。貴重な御指摘、ありがとうございます。私もその点は非常に痛感しているところでございます。分析をしておりますところでは、ユーザーの皆様から、普段、出願する相手先の国が加入してくると使い勝手がよくなるのですがという御意見を多数いただいております、例えば中国ですとか ASEAN 諸国が加入すれば利用を検討するとおっしゃる方も多くいらっしゃいます。ですので、そういった国々に弊庁としましてもいろいろな会合や研修の場を通じて、加入の支援ですとか経験則の共有ということをやっております。また現状では日本を指定した場合に手続的にも使いにくいところなど幾つか課題がありますので、現在、そうした点を改善できないかという検討も併せて行っております。

○萩原委員 是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

○長岡委員長 ありがとうございます。

ほかに、どうぞ。

○野仲調整課長 1つ戻りますけれども、最初に戸田委員から御指摘いただいた AI の活用という点については、5 ページの特許審査の部分について、「AI」という文字は入っておりませんが、先行技術調査の“イノベーション”のところに「サーチツールの更なる整備」というものがありまして、その中に「概念検索、類似度順スクリーニング」とありますが、これらは AI 技術を活用したものであります。また、ここには書いてありませんが、自動翻訳は既に取り入れておりますし、分類の機械付与ということも行っております、外国文献に人手をかけずに機械的に分類を振るなど検索の効率化に努めております。

○長岡委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。濱田委員、お願ひします。

○濱田委員 今、意匠の手続簡略化ということをおっしゃったので申し上げさせていただくと、意匠の作図のエリアというのが現行ちょっと狭い、グローバルに見て狭いので、その辺の改定をお願ひしたいと思ひますので、併せて御検討いただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○長岡委員長 ありがとうございます。

どうぞ、本田委員、お願ひします。

○本田委員 歳入がすごく細っている中で大学の支援を継続していただけるということに関して、感謝申し上げます。

それともう一つ、やはり大学としては特許というのがきちんとした審査の中で特許されているというようなことになると、やはりライセンスというような、大学から企業様に活用いただくような実施許諾のときに安定的な権利付与という、安定的な権利の中で活用いただけるという環境を整えられると思っていますので、特許の審査の在り方の中で品質維持といったところも明言していただいたことに関してはありがたいと思っております。

世界最速、世界最高品質という点なのですけれども、やはりこれで日本に出願することに対しての魅力を感じていただけるような国になるといいのではないかなというふうに思っております。やはり各国の審査は少し遅い印象があります。日本に関しては、少し言語的に日本語といったときに、各国から見たときにどれだけ、言語のギャップみたいなものを感じて魅力を感じていただけるかというのは少し難しいかもしれないのですけれども、先行して早くにどんな文献が出てくるかというのは各国の審査と比べて、1つアピールできるようなポイントになるのではないかと思っておりますので、ここに在り方を書いていただいたとおり実行できるようにしていただければと思います。よろしく願いいたします。○長岡委員長 ありがとうございます。

どうぞ、鮫島委員、お願いします。

○鮫島委員 中小・ベンチャーの知財の啓発支援という観点からすると、特・実・意匠のうち、商標というのが知財啓発の最初のとっかかりになるわけです。別に技術系ではなくてもいいし、分野も問わないし、比較的出願もしやすいからです。ベンチャー企業と付き合っていると、想像以上に世代が若くて、彼らは普段、Slack みたいなチャットツールで動いているわけです。とすると、彼らにとっては、インターネット出願というのも使いづらいのではないのかなとも思っています。例えば、出願アプリみたいなものを開発して、そのアプリの中で、そういうような分野だったらこういう分類で出願するといいですよ、みたいな機能を入れて、使いやすい出願システム（アプリ）を導入することによって、知財の啓発、啓蒙も進むのではないかなと思っています。商標の出願が増えてくれば手数料収入も増えてくるはずなので、ちょっとお考えになってもいいのかなというふうには思っています。

○長岡委員長 そうですね。それはビジネスとしてもできるのではないかと思うのですが、そういった、ソフトウェアを開発して出願人をサポートする動きはないですか。

○鮫島委員 そこは私、何とも情報は持っていませんけれども。

○長岡委員長 あらゆる業務データが電子化されて、電子化データとして活用していくと

というのが今の全ての組織の方向になっていると思いますので、そういう動きをプッシュしていくのは非常に重要ではないかと思いました。

私のほうから1つご質問ですけれども、10ページで「クラウドの活用を拡大する」というのがちょっと書いてあります。基本的にはやはり非常に秘密性が高いデータで特許庁自らが管理していくということが重要だとは思いますが、同時にこのクラウドの活用というものも非常に重要なツールだと思います。「クラウドの活用を拡大する」と書いてあるのですが、どういう内容となりますか。吉田室長、お願いします。

○吉田情報システム室長 特許庁の扱うデータというのは、出願後、時系列で性質が変化し、公開後は秘密性なくなりますなくなるので、そのタイミングを超えたデータを扱うシステムについてクラウドの活用をしていくことを考えております。

○長岡委員長 なるほど、そういうことですね。それは非常にメイクセンスだと思います。ありがとうございます。

では、ほかにいかがでしょうか。どうぞ、松山委員、お願いします。

○松山委員 すみません、ちょっと細かい点かもしれないのですが、4ページの一番下のところに「(ライセンスオブライト制度について) 導入検討の余地はある。」という書き方がありまして、前回興味深く聞いておりまして、多くの委員の方から割と前向きなコメントがあったのかなと思う中、大変消極的な表現になっていたもので、少し気になりました。この制度は、大分前から議論はあって、いろいろな意見があり、明確な制度として導入するには至っていないというような経緯は認識はしているのですが、一方でやはりオープンイノベーション促進の観点からであったり、技術標準化におけるホールドアップ問題の対応にもなるのではないかということで、企業の方から希望するような声も聞きますので、特許料の減免とセットになるのかとか、その辺もいろいろな考え方があるとしますので、もう少し積極的に検討する方向になるとうれしいなと思いました。

よろしくお願いします。

○長岡委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、大変活発な御意見、どうもありがとうございました。

では、次に移りたいと思います。「2. 手続・支払等ユーザーサービスの向上」ということで、オンライン化とそれから予納・支払手段の利便性というところでして、24ページまでというところですが、いかがでしょうか。

○萩原委員 お願いします。

○長岡委員長 萩原委員、お願いします。

○萩原委員 押印廃止を含めたデジタル化の推進については、産業界としては基本的に反対するものでも何でも無い、要するにどんどん進めていただきたいと思います。特に、予納制度については企業的に言うと、社内で聞いてきたのですけれども、全く今の状況で社内的な作業負担がないのですよ。なので、それでいいよねという話になってしまっている。そういう意味で、それが口座振替だとかそういうふうになったとしても、特段、社内的な負担が多分恐らく増えないのではないかと考えています。その観点から例えば、わざわざ特許印紙の利用をしながら進める意味は企業的にはないのです。これは、財務部門にも確認してきたのであります。ですから、特許庁さんがそういう方向性を出されれば産業界としては、少なくとも反対することはないだろうなど。ただ、私は社内で確認しただけなので、ほかの企業さんはどうか分かりませんが、多分、同じようなお考えではないかなというふうには思っています。

○長岡委員長 ありがとうございます。具体的な御検討をいただきまして、ありがとうございました。

戸田委員、お願いします。

○戸田委員 私のほうから3点、コメントしたいと思います。

まず1点目ですけれども、押印廃止です。厳格な本人確認が必要だというものと、そうではないものの仕分けをしていただきまして、大変ありがとうございます。「本人」と言っても、自然人と法人では確認の仕方も変わってくるものもあるかと思えます。前回も申し上げたかと思いますが、知財部門の責任者で対応できるような手続は簡便にできるように見直していただけるとありがたいと思えます。

2点目は、登録情報処理機関による電子化業務に関してです。電子化手数料を見直す点ですとか、電子化業務のあり方そのものを見直すということについては賛成いたします。ここに挙がっている登録情報処理機関というのは事業規模もあまり大きくなくて、ほかの関連団体との統合というのは考えられないのでしょうか。いろいろな法律の壁があるというのは想像できるのですけれども、総務とか経理といった共通部門を統合するという効果以上に、マインドセットの面で効果があると思えます。

マインドセットを変えるという意味では、ほかの関連団体の構造改革も併せて進めていただけるとありがたいと思えます。

3点目は支払手段のあり方です。先ほど萩原委員からもコメントがありましたけれども、特許印紙による予納の廃止の方向性については、前回も申しあげました通り、賛成いたします。

以上です。

○長岡委員長 どうもありがとうございます。そうですね。効率的に電子化業務をやっていくということで、組織の面での改革も含めて検討してほしいということだったと思います。

どうぞ、鮫島委員、お願いします。

○鮫島委員 電子化業務に絡めてなのですけども、この15ページ/16ページ、このスライドを見ると手数料収入が①については1.6億円と書いてあって、②は手数料収入は書いていないのですけれども、特許庁からの支出が11.9億円と書いてあります。普通に考えると、ものすごい赤字になってしまっていると読めばいいのでしょうか。

○長岡委員長 片岡総務課長、お願いします。

○片岡総務課長 総務課長の片岡です。今、電子化の関係で鮫島委員から御質問いただいた件ですが、①の方はオンライン申請で申請可能な手続なのですが、利用者側のニーズで紙申請されるものでして、電子的に出された他の方とのバランスで電子化手数料を徴収しているものです。一方で②の方はオンライン申請に対応していない手続です。これはむしろ内部的に業務処理する上で電子化した方が効率的ということで、全額特会からの支出により実施しています。したがって、最後の項目で、「オンライン申請利用者との負担の公平性の観点から」の部分を変更して御説明すると、手数料の水準、これについては①の方にかかってくる話です。それから、そもそも②の方に入っているものを含めて、電子化が今後進む中で電子化手数料の対象とすべき手続の範囲をどうするべきかということがその次の論点です。さらには戸田委員からもお話がありました点については、今後どうやって合理的に業務を進めていくか、団体の仕事の進め方ほかを含めて、しっかりと検討しなければいけないという部分で受けさせていただいております。

○鮫島委員 規模が小さい法人とか個人とかもいる中で、全ての方々にオンライン申請しろというふうにするのは現状、難しいのかもしれないなと思っています。とはいえ、オンライン申請というのは相当前に導入されて、政策的にもどんどんオンラインに移行しているよという流れの中で、あまりにも電子化手数料が安すぎて、電子化への移行を妨げるようなレベルだとちょっと問題なのかなと考えています。受益者負担という観点からも同

様です。財政の問題もある中で、電子化手数料をどういうレベルにしていくかというのは十分検討の余地があるのではないかというふうに思っています。

○長岡委員長 特許庁では標準が電子データとなっていることを認識して頂き、その電子化へのコストを料金に反映するというのは重要ではないかと思えます。

どうぞ、萩原委員、お願いします。

○萩原委員 今の点なのですけれども、後ほど出てくる商標のオンライン出願の手続をもう少し簡易化したらどうかというか、使いやすいようにしたらどうかということと併せて、特許のオンライン出願なのですが、大企業はシステムを担当する者がいますからできるのですけれども、そうじゃない企業さんとか個人でも、もっと使い勝手がよい形にすればいいのではないかと、これは商標のシステム改築とセットで進めるべきかと考えます。料金の見直しは、それはそれで検討していただいて結構かと思うのですけれども、システムの使いやすさというのも併せて検討すべきではないかと思っております。

○長岡委員長 ありがとうございます。

どうぞ、片岡課長。

○片岡総務課長 ありがとうございます。まさにユーザーフレンドリーな申請、インターフェース、手続のオンライン化に向けた検討ということだと認識しています。この点についてはほかの委員の方も同様の御発言をされておられたと思います。実は大企業の申請が多い特許のところが、電子申請を世界的に先駆けて取り組んできたこともあり、電子申請率が98%と非常に高くなっている。一方で、商標については個人、中小企業の申請が多いので相対的に電子申請率が低くなる。ただ、鮫島先生もおっしゃったように、電子申請を導入してから大分時間がたってきたし、逆に安すぎて電子化が進まないよりも、デフォルトはむしろ適正な料金は頂くべきかと。料金を高くして電子化を促進しろという議論は極論にしても、適正な料金は取るべきかと考えています。ユーザーフレンドリーについて、アプリ開発を民間で促していくところまでうまく行けるか自信はありませんが、我々も、お金がないので、とにかく安くすればいいとして、ユーザーフレンドリーではなくなって、結果的にはユーザーに対して出願等の抑制や、出願を逡巡させることのないように、メリハリをつけてしっかり取り組んでいきたいと思えます。

御指摘、ありがとうございます。

○長岡委員長 どうぞ、山内委員、お願いします。

○山内委員 今、話に出ておりましたが、これから発言する内容はユーザーフレンドリー

につながるところであります。第1回、第2回を通じて委員の皆様からご指摘のありましたユーザーサービスの向上に向けての手續の合理化をしっかりと進めていただけたということは非常に感謝しております。特許庁の審査の速度と質自体は、私どもは非常に高いと考えておまして、今後、中小企業の出願件数の増加に向けて手續の複雑さや煩雑さが出願の阻害にならないように、是非ともユーザーサービスの向上をお願いしたいところでございます。

資料にもありましたように、特許庁の申請手續は既に9割が電子化しているところ、更にこれまで電子申請できなかったものも電子化を行うというところについては、この機にデジタル化を進めるという前向きな姿勢を是非とも支持したいと思っております。一方で、1点、留意点といたしましては、デジタル化を進める上では、前回も申し上げました通り、移行に時間を要する企業も少なからずおりますので、いつまでに移行していくかという着地点をしっかりと意識した上で、既存の仕組みからの移行については現実的なスピードで進めていただく必要があるかと思えます。

また、デジタル化した手續がユーザーにとって使いやすいものになるかという視点も併せて検討していただきたいと思っております。例えば、支払手續の1つとしてクレジットカードによる納付が出ていると思いますが、実際にクレジットカードによる納付を行うためには、クレジットカードの事前の3Dセキュア登録をクレジットカード会社のシステムで行わなければならない、オンライン出願のためには電子証明書を購入する必要があり、その購入には特許庁のインターネット出願ソフトとは別に法務省の専用ソフトが必要になってくるということになっております。こうした手間があると、実際に特許庁の窓口で印紙を貼って出したほうが早いのではないかというような中小企業もおられるかと思えますので、先ほども出願アプリといった話も出ておりましたけれども、ユーザーが使いやすい形になるよう、ユーザー目線に立った手續の電子化をご検討いただけたら、よりうまく進むのではないかと思います。

○長岡委員長 どうもありがとうございました。

濱田委員、お願いします。

○濱田委員 1つ確認させていただきたいのですけれども、13ページ右下の四角の中に赤い字で、「全ての手續をデジタル化することを決定」と書いてございますけれども、これは委任状とか譲渡証書等、あるいはこの次のページの押印の存続を決定したのものに関しましても、押印自体は存続させるけれども、それも提出としてはデジタル提出という方向で進

んでいるという理解でよろしいでしょうか。

○長岡委員長 片岡総務課長、お願いします。

○片岡総務課長 ありがとうございます。押印の廃止とデジタル化の部分で、ページも違うので、なかなか構造が理解しづらいところかもしれません。13ページの資料で申し上げているのは、特許庁への申請手続、これが全体で310万件、種類で行くと800あります。うち、電子申請が可能になった手続が300種類、種類は少ないのですが、量的には申請310万件全体のうち290万件、実際は紙で出ているのが15万件ありますので、電子申請の実績としては275万件となります。一方で、申請がそもそも電子でできないのが20万件で500種類。これら手続の全体が800種類となります。14ページですが、そもそも紙で出願される場合は押印をいただいていた。押印廃止を検討したところ、結果的に言うと40種類が厳格な本人確認が必要、つまり被害が大きい、回復が困難、あるいはなりすましインセンティブがありうるものです。合計で800種類の手続のうち、760種類については、押印は要らないのでは。なりすまし意欲もそもそも起きない、あるいは本人への通知等によって偽造、なりすましが回避可能、被害の回復が比較的容易であるものについては、印鑑には実印もあれば三文判もあり、三文判を押して本人だというのはどうかという議論でして、この機に廃止できないか。廃止できればデジタル化が比較的容易になると思われれます。また、印鑑を必要とするものについては、幾つかの対応パターンがあります。例えば、印鑑に替わるものとして、電子署名、マイナンバーカード、あるいはGビズIDといった法人を確認する方法もありますので、ユーザーフレンドリーを意識して、なるべく簡易な形で進めていくものと考えています。

13ページ、本人確認が必要な手続についてですが、結論としては権利変更など権利に関わる部分になります。相続や会社分割・会社統合といった事例では、本当に正当な権利人なのかといった議論が自然人のみならず法人にも出てきます。例えば登記を確認していく必要があり、原本や抄本を提出する必要が生じ、電子化を阻害してきました。ユーザーサイドから了解があれば、我々が業務として真正性を確認をしに行く、いわゆる関係省庁と情報連携するイメージです。それぞれ制度毎にスケジュールがありますが、例えば法務省の登記関係等の部署に我々が情報を確認しに行ければ、皆様方に原本を出していただかなくてもこちらで確認できるようになることも含めまして、しっかりとデジタル化を進めていく旨を、今回決定したところです。

○長岡委員長 どうもありがとうございました。

○濱田委員 ありがとうございます。そうしますと、ここに書いてあるような少なくとも委任状とかそういったものについては押印も廃止して、デジタル化というかコピー等の提出でよくなり、ここに押印存続と書いてあるものに関しても、必ずしも実際の押印ではなくて代替手段を考えながら、最終的にはデジタル化のほうに段階的に持っていきたいというお考えということでしょうか。

○片岡総務課長 基本的にはそのようになります。本人確認が厳格に求められるものについては様々な代替手段で確認していくことになります。

○濱田委員 ありがとうございます。

あともう一つ念のためですが、当事者系の審判や異議申立についてもデジタル化を考えていらっしゃるということで、確認させていただければと思います。

○片岡総務課長 今の話で行きますと、14ページのところの右下の押印廃止のところに「当事者系審判に関する手続」で、「審判請求書、答弁書等」とありますので対象と御理解いただければと思います。

○濱田委員 承知いたしました。

○片岡総務課長 そういうことで御理解いただければと思います。

○濱田委員 ありがとうございます。

それから、特許印紙に関しての意見にいてよろしいでしょうか。

○長岡委員長 どうぞ。

○濱田委員 この特許印紙の予納制度の廃止については、流れについては特に反対はしておりませんが、ただユーザーの負担軽減という言葉が書いてありますけれども、実は私どもそんなに、産業界の方もおっしゃられたように、特許印紙による予納制度自体に余り負担は感じておりません。ですので、変えるにしても、今の特許印紙による予納制度と同等の私どもの負担で済むような制度にさせていただきたい、そういう制度設計をしていただきたいということでございます。

それと、あと料金の納付についても、バーコードによるコンビニ支払であるとか、いろいろと多様化していただければと思っております。

○片岡総務課長 よろしいでしょうか。

○長岡委員長 片岡総務課長、どうぞ。

○片岡総務課長 萩原委員、戸田委員、そして今、濱田委員からも印紙予納、あるいは予納そのものについてのお話がありました。印紙予納はあまり負担をお感じになられてい

ないとのことでしたが、例えば数億円の印紙を台紙に貼って窓口にお持ち込みになる事業者の方もおられます。持ち運びは、わずかな時間、距離かもしれませんが、正直、それが印紙であることが必要かという点については、疑問を感じております。御負担を感じておられないというご発言がありましたが、おそらく予納制度自体の利点があり多少の危険リスクがあるかもしれないけれども、予納が維持できるならというお話であったかもしれません。しかし、我々としては、お金をかけて印紙を刷って、持ち運びだけに使用し、その後は、庁内の電磁的記録に換えるというのは、このDXの世の中からすると如何なものかというのが偽らざるところです。したがって、今回、現金による予納などの代替手段を検討しつつ、印紙による予納は廃止するという形で整理をさせていただいたところです。印紙の代わりに振込んでいただく、振替していただくことになりますので、さらなる御負担はないはずです。予納制度を残す方向で進められれば、皆様には特に御負担はないと考えています。今日のいろいろなお話、心強く思っております。ありがとうございます。

○長岡委員長 どうも大変ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか、萩原委員どうぞ。

○萩原委員 今のお話を聞いていて一つ申し上げたいのですが、押印の廃止の件なのですが、特許庁さんなのか経済産業省なのかわかりませんが、その省の判断でできるものと、それから先ほどおっしゃったように法務省が認めないとそれはできないよねというのがあるのではないかと感じておまして、デジタル庁ができましたのでそういうことはないのかもしれませんけれども、特に法務省との調整などというのが必要なものがあるのではないかと感じているのですが、いかがですか。

○長岡委員長 片岡総務課長、お願いします。

○片岡総務課長 今のお話、先ほど事務局より既に御説明したスライドの12ページ下側にあります「規制改革実施計画」、今年7月17日閣議決定されたものが我々の見直しの礎、根拠になっております。ハイライト部分だけ申し上げますと、紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、対面での手続を求めているもの、これらについて、原則として全ての見直し対象手続について、今のコロナの対応だけではなくて、恒久的な制度対応として、年内に必要な検討を行った上で関係法令等を見直すとともに、オンライン化の手続をとるとなっています。各省、押印を求めるにしても、それは最低限である。ただし、特許庁としても紙の手続であれば押印を求めざるを得ないと整理した40種類の手続があります。我々と同様に、各省も相当厳選するよう取り組んでいます。権利移転の関

係でいえば、不動産登記等は法務省、自動車であれば国交省において各省、厳格に求めるものは求め、そうではないものは原則廃止していくことで、担当大臣が全体を見ながら取り組んでおられます。

○萩原委員 ちょっと言葉を間違えたかもしれませんが、了解いたしました。

○片岡総務課長 経産省で基本的にはかなりの部分が決められます。他方で戸籍等で原本が必要な場合の扱いは、法務省の動きも見ながら全省的な流れの中で取り組む必要があります。タイムスパンが早いもの、少し時間のかかるものありますが、政府全体としてはしっかりと取り組んでいます。

○萩原委員 はい。

○長岡委員長 どうぞ、本田委員、お願いします。

○本田委員 1点だけ、14ページの、これの実際の運用開始みたいところなのですが、年内に改正予定ということが書かれていまして、大学というのは意外と出願が1～3月が集中するという、すごい波が激しいのですけれども、そういう点でいつ運用開始するのかというのがすごく興味があります。是非とも早く、1日でも早く運用していただければと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○片岡総務課長 今のところ年内改正、できるものは即日施行のイメージです。ちなみに、押印を廃止したのに、「押印しているではないか」というようなことは申しませんので、その他も含めて移行期間中は柔軟に対応させていただければと思っております。

○本田委員 柔軟にという視点で行きますと、今、多分押印なしで提出して上申書で補完するみたいな形をとっているのですけれども、施行したときに、上申書も出さなくていいよみたいなことをしていただけるとありがたいと思っております。よろしく願いいたします。

○長岡委員長 ありがとうございます。

非常に活発な御議論をいただきまして、ありがとうございます。

では、「3. 歳出・歳入構造改革に向けて」という非常に重要なテーマに移りたいと思います。27ページから最後までということで、コメントとか御質問がございましたら、では、戸田委員、お願いいたします。

○戸田委員 大きく分けて3点ほどコメントさせていただければと思います。

まず第1に、歳入・歳出構造の改革に関してです。一般論を申し上げれば、歳入の確保というのは歳出改革を可能な限り行って、筋肉質な事業体になった後で議論するのが通例

だと思えます。特許印紙予納からの口座振替シフトとか、減免制度の適正化などに加えて、先ほど申し上げましたけれども、関連団体の構造改革、それから外注経費の見直しなどは継続的にお願いしたいと思えます。そうは申しましても時間が限られており、逼迫している財政状況を鑑みれば、収支差、年平均150億円確保する手段として、料金改定はせざるを得ないという点は理解をするところであります。

2008年5月の状態に戻すということでシミュレーションがされているのですが、ここは掘り下げた検討が必要ではないかと感じております。拙速に料金テーブルに戻すというだけではなくて、いろいろな観点からシミュレーションしてみないと、萎縮効果が働いて、出願の件数などに影響が出て、イノベーション自体が停滞してしまう可能性もあるのではないかとと思えます。

そこで提案なのですけれども、現在、特許料のみが特許法107条に金額まで記載されているものを、政令にシフトさせることはできないものでしょうか。手数料などにつきましては別な政令で決められているわけですが、手数料の部分と特許料、登録料の部分を含めて1つの政令で纏めて決めておいた方がよいのではないかとと思えます。どのような形でメリハリをつけて料金値上げするのかがポイントになってきますので、産業界とも会話をさせていただいて、イノベーションが阻害されないような形で料金値上げが望ましいのではないかと思っております。たくさん言いたいのですけれども、1回ここで切りますか。○長岡委員長 イノベーションを阻害しないような料金の改革が必要だということですが、それに関連して言いますと、35ページにこれまでの料金設定の考え方というのを述べられていて、こういう考え方でいいのかどうかというのが1つの論点です。料金を上げることが大きく企業行動に変化があるようなものはなるべく上げないほうがいいということが重要で、特許料については、特に期間が維持されているものについては収益が高いので余り行動の変化にならないのではないかとというのが今の考え方だと思うのですけれども、そのあたりはいかがですか。もし何か戸田委員のほうで、お考えはありますでしょうか。

○戸田委員 ここは業界や出願人自体で、何に対して特許出願の価値を求めているのかということは異なるのではないかとと思えます。権利をきちっと取得して、長期間権利を維持して、権利行使することを求めているそういう者と、そうではなくて出願自体に価値があると考えている者、すなわち、必ずしも権利化までは至らなくてもいいという考えを持っている出願人、権利になっても長期間維持しない者もいると思うのですね。ですから、以

前も申し上げたと思いますけれども、特許ということに関する価値が変容してきているとか、多様化してきていますので、シミュレーションも一本道ではなくて、幾つかの選択肢があると良いでしょうね。料金値上げは一律に値上げするとか、どこかの時点でスパッと戻すというだけではなくて、もう少し深い議論が必要なのではないかとということで提案をさせていただきました。

○長岡委員長 ありがとうございます。

どうぞ、片岡課長、お願いします。

○片岡総務課長 ありがとうございます。幾つかシミュレーションする必要があるだろうと思っています。様々なファクターがあり、料金見直しによって様々な結果が生じるだろう。それが業種、業界によっても違うだろうし、あるいは時代の流れによっても、置かれた状況によっても違うだろうという御指摘だと認識しています。したがって、我々も経済団体、あるいは業界団体、個社等へも接触しながら基本問題小委の議論も御紹介しながら進めています。団体ベース、個社ベースで様々な業界の方々と少し緊密な意見交換、コミュニケーションをさせていただいて、影響把握のレベルを上げる中で、どのように見直しをしていくかを議論していく必要があると思っています。

33ページに2つシミュレーションがあります。改めて説明しますと料金改定を仮に2008年改定時の水準で据え置き今の出願件数等々であったとしたらという試算がケース1となります。一方でケース2というのは、出願等が多ければ実は料金を見直さなくてよかったのではないかという意味もなくはないのですが、むしろ同じ出願等の数であれば100億収入が上振れるということは、件数変動のために収入が100億円分落ちうるという意味で御理解いただいたほうが我々の意図により近いところです。価格を引き上げても量のほうで調整されるということもあろうかと思えます。業界ごとの特殊性、あるいは企業ごとの置かれた状況等を踏まえた上で、なるべく多くの方のお声を聞いて、全ての人に良い料金体系というのは難しいのかもしれませんが、なるべく最大公約数をとっていくべくしっかりと取り組んでいきたいと思えます。

○戸田委員 私、言いたいことを全部言っているのですか。

○長岡委員長 どうぞ。

○戸田委員 3つほど言いたいことの中の1番目しか言っていないので、2点目はマルチクレームの制限についてお話したいと思えます。JIPA といえますか、日本知的財産協会としては検討に参加していきたいと思っています。具体的には、特許制度小委員会

の議論になろうかと思えますけれども、JIPA はかつて三極ユーザー会議などの場でマルチ
マルチクレームに賛成する立場をとっていたと聞いています。しかしながら、特許庁の現
状に鑑みれば、一定の制限はやむを得ないと私は考えておりまして、グローバルに整合の
とれた制度が望ましいという点は何度も申し上げてきたとおりでと思います。

それで、3点目、よろしいですか。

○長岡委員長 どうぞ。

○戸田委員 たくさん議論があるところであると思えますけれども、先ほども出ていま
した商標に関してです。商標に関しては私自身が実務経験が多くないので少々ポイントが
ずれているのかもしれないのですが、コメントさせていただきます。

商標の課題を整理していただいて大変ありがたいと思います。不使用商標やストック商
標の問題、それから出願内容の適正化、審査負担軽減という課題が出てきているのですけ
れども、もっと大きな課題があるのではないかと考えています。それは、一部の企業経営
者からも指摘されているところではありますけれども、諸外国に比べて商標登録出願の増
加の伸び率が低いところでありまして、ブランドの活用意識をもっともって高める必要が
あるということだと思えます。これは中小企業や個人だけではなくて、大企業にとっても
その必要があるのではないかと考えています。

したがって、短期的な対策と中長期的な対策を分けて取り組むべきではないかと思
っています。短期的な対策というのは、料金値上げに伴う不使用商標の問題とか出願内容
の適正化です。ここも一律の料金値上げではなくて、木目の細かい検討が必要だと思いま
す。例えば更新料というのは何度かの法改正で相当安くなっていることに驚いたのですけ
れども、ハードルを上げて高めにすることによって不使用の商標が更新登録されにくくす
るという効果も出てくるのではないかと考えています。商品区分等の自由記載の問題ですけれ
ども、その点についても料金を高めに設定するとか、料金に関するところは制度の見直し
も一気呵成で行う必要があるのではないかと考えています。

何人かの委員の方からも出ていますけれども、ユーザーフレンドリーに出願しやすくす
る工夫というのも御検討いただきたいと思えます。商標は特許などと違って公開前の営業
秘密管理の問題も相対的には低いと思えますので、Web 上での出願のような簡易な出願の
やり方ということも御検討いただければ幸いに存じます。

中長期的な対応策としては、登録主義で生じてきている問題、すなわち、不使用商標の
問題ですとか、大量の出願を行う特定の出願人の問題ですとか、そのような問題に対して

は使用主義的な制度の導入も含めて検討すべきではないのかと思っています。その際、商標の実務家や弁理士、弁護士の先生方だけではなくて、長岡先生のような経済学者とか企業経営者もメンバーに参加していただき、幅広い知見やニーズを踏まえて、あるべき日本の商標制度の姿を議論することが重要ではないかと思います。そのあるべき姿からバックキャストしてどのような手を打てばいいのかというような議論も行っていただければと思っている次第です。

以上です。

○長岡委員長 ありがとうございます。

商標が活用されるというのはすごく重要で、利用の意図がなく単に登録をするというのは他者のビジネスを阻害する可能性もあります。特許庁の資料にも書いてありますけれども、従来は更新料でそれをある程度コントロールするという仕組みであったようですが、料金改正もあってかなり安くなっているということも事実だというふうに認識しております。

どうぞ、松山委員。

○松山委員 いろいろ話が進んでおりますけれども、戸田委員が最初におっしゃっていた料金のところで確認させて頂きたいのですが、現状の特許法では料金が法律に書き込んであるものと、政令に委任されているものがあると思うのですが、先ほどの話は、今、法に書き込んでいる部分も上限を定めるなどにして、全部政令委任しておいたほうが柔軟に対応できるのではないかというお話だったのでしょうか。

○戸田委員 はい、そうです。

○松山委員 ありがとうございます。なるほど、そのほうがやはり柔軟に対応できていいかなという話ということですよ。

○戸田委員 はい。法律に書き込んでいますと、法改正の際の国会審議ですとか、ハードルが相当上がっていると思うのですね。それを短期間にまとめて、次の通常国会に上程するというような話になると、金額を特定するというのは、現下の状況においてかなり難しいのではないかという気がしております。政令で決めるという形にした方が柔軟に対応できるのでないか、議論しやすいのではないかと感じましたので、そのような提案をさせていただきました。

○松山委員 なるほど、ありがとうございます。私自身も、上限などは法律に定めた上で、政令に委任しておくという方がいいなと元々思っておりまして、ただその場合、割と柔

軟に料金が改定されてしまう可能性があるので、企業の方からは反対の声があったりするのかなというふうにも思っていたのですけれども、そういうわけではなく、やはり必要に応じて柔軟に料金を変更できるというほうがいいという声なのだと思い、確認させていただきました。ありがとうございます。

また別の論点であるマルチマルチクレームについてですけれども、各国との並びという視点からも限定してよいのではないかと思いますし、また、実際に権利範囲がわかりにくくなっているのではないかと感じております。企業からのご依頼で、新しい製品をつくる時にこの他社の特許権に抵触していないかを一通り鑑定してほしいというお話があったりするのですが、特許公報に記載されている請求項の数と、実際に検討をしなければならぬ実質的な請求項の数が全く違うと感じるときもありますし、マルチマルチクレームの読み方が思いのほか複雑であったりして、もちろんしっかり読み込めばわかるのですけれども、かなり複雑な権利範囲になっているような気もしております。特許権者の権利行使や無効主張に対する防御の観点からは良い面もあるとは思いますが、第三者からするとよくよく検討すると見た目とは異なる多くの請求項があり権利範囲の把握がしにくくなっているのではないかと、他方で権利者側としても厳密に検討せずに広めに権利を取得しているというところもあるのかなと思っております。そういう意味ではやはりマルチマルチクレームの形で権利をとっている範囲のうち、本当に欲しい権利範囲については、きちんと書き下して書いて、請求項をきちんとつくればいいのではないかなと思っております。以上のとおり、マルチクレームまではいいとしても、マルチマルチクレームというのはかなり権利範囲が複雑になっているかなという気はしておりましたので、この点を見直していくという方向には賛成ですという意見を述べさせていただきます。

○長岡委員長 ありがとうございます。

それでは、萩原委員、お願いします。

○萩原委員 すみません、ありがとうございます。基本的なことなのですが、企業にとってグローバル競争に巻き込まれているということから、競争に打ち勝ち、かつ持続的に成長していくということによって、知的財産権の取得と活用というのが非常に重要な経営課題であります。その中で、特許庁さんの財政がこういう状況であるというのは非常に我々としては危機感を持ってしまっていて、そういう意味では適正な料金の見直しというのはやむを得ないなというふうに思っているのです。先ほど戸田委員から御提案があったような料金体系というか、法律に書かないでというようなことも考えられると思うのです。

が、そのときにやはり一番重要なのは特許庁さんの財政状況の透明性の確保だと思っておりまして、今日いただいた資料の中に、こんな程度ですかみたいな財務諸表が出ているのですね。諸表とまで言えないかもしれないけれども、これ、どこまで透明性を確保していただけるかというのがすごく重要で、なので、今の料金は適正ですよ、適正ではありませんよというような議論ができると思っておりまして、その観点から言うと、企業はガバナンスの観点からもすごく精緻な情報開示を求められている現状から比べると、余りにも見劣りするなど、現状は。これは特許庁さんだけではないと思うのですけれども、独立会計をされているから余計重要になってくるのかもしれませんが、やはりちょっとこれはこう書いていただいているとおり、透明性の見直しというのを是非やっていただいて、ここまでと、この程度を考えていますよというのを具体的に提示していただきたいなと思いますね。

すみません、以上です。

○長岡委員長 ありがとうございます。

片岡総務課長どうぞ。

○片岡総務課長 ありがとうございます。私の説明を先取って言っていただいた感じがあります。正直、今の情報開示のレベルで皆様方が必要な情報を得られているのかについて、自信を持って大丈夫ですとは申し上げられません。むしろ最後の50ページにありますように、ユーザーの皆様方を含めた関係者の皆様方に特会の運営状況、料金水準の妥当性について御理解いただくためには、定期的に特許庁からより充実したという情報の公開が必要であると、改めてしっかりと認識しています。

その上で、先ほど戸田委員からも貴重な御提案をいただきましたが、現状の料金については35ページの「これまでの各料金設定の考え方」の部分です。出願料、審査請求料、あるいはPCTの関係については「事務処理等にかかる実費を勘案して定められる手数料」となります。「産業財産権、これが付与された後の対価として徴収する料金」ということで特許料、あるいは特許料に相当する登録料、にあります。こちらについては、全体として特許行政、あるいはかかる総経費を支弁する水準に設定することになっています。上の方は実費を下回り、要するに政策的に容易に出願できる、あるいは適正な審査請求行動を促す程度の水準、あるいはPCT出願を奨励するため、政策的に安くしてきたというところです。上の3つについては法律で上限を定め、政令で具体の金額等を定めていくのがこれまでのやり方で、それに対して、下の特許料、登録料については、まさに法定主義でして、法律

できちんと定めてきました。

32ページのスライドにあるとおり滞貨がありましたので、2000年代しっかり審査をスピードアップしていった中で、審査請求料や特許料といった収入が一挙に増えまして、剰余金がたまりやすい構造にありました。加えて、いわゆるシステムの刷新が頓挫し、これで1000億円規模の歳出が出ていかない。こういう中で2013年度に天井を打つわけですが、2163億円という剰余金をため込むに至ってしまった。一方で、剰余金をため込みすぎたので、したがって2008年、2011年、更に2015年に3回にわたる料金の引き下げという形で皆様に還元すべしとなりました。その結果として、当然この剰余金が減っていくというのはある意味で予想できる話ですが、そうした形で進めてきました。したがって、この剰余金の減少傾向の中で、近年では頓挫していたシステム最適化改修が本格化し、さらにアスベスト対応の庁舎改修ものっかってきた、さらにリーマンショック後等の出願の抑制等もあっただろうということで、剰余金が減少しました。

ある意味浮き沈みの激しい財政運営になっていまして、適当ではないと考えられます。議論した結果として、最後の50ページの2段落目ですが、「財政運営の状況、特に剰余金の水準とか料金体系の妥当性等について、専門家・第三者による検証を定期的に行うことも必要ではないか。」これは当然ながら前段にございます情報公開を受けた上でということです。その下にあるのは先ほどの戸田委員の御提案でもありますが、我々としても非常にいい提案と受け止めてその中身をしっかりと精査していきますが、「その際、財政状況を踏まえて機械的に料金水準の調整を行うことを可能とするような、一定のルールを設けることも一案ではないか。」つまり、情報公開を通じて皆さんの納得感が得られて、ため込みすぎず、無くなり過ぎずという中で、より機動的に財政運営を行うために機械的な料金水準の調整を行うことであるならば、一貫通貫の考え方として皆様の御理解も更に得やすくなるのではと受け止めたことを申し上げます。

以上です。

○長岡委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。濱田委員、お願いします。

○濱田委員 今お聞きした観点に関しましては、まあそういうやり方もありなのかなとは思っておりますけれども、戸田委員もおっしゃいましたように、それにしてもちょっとシミュレーションがざっくりすぎて、それと情報公開も現時点では詳細に公開されていないという意味では、もう少し情報公開ときめ細やかなシミュレーションをした上で料金設定

を検討していただかないと、庁のお台所事情によって料金がすぐに変動するというのも困りますので、その辺はきちんとした一定のルールというのを設けた上で、しかも上限を法律で決めていただいた上で適正にやっていただきたいと思います。

そういう意味では今回、確かに剰余金がなくなったので値下げした分、値下げする前に戻そうというのは、まあ理屈としてはそのとおりのことですけれども、現在、やはりコロナ禍で出願数が減っているというのは、これはもうほとんど予想できるところでございますし、それから出願件数がそもそも減るとその後の登録料も当然いただけないわけですから、全体的に知財活動の減衰に重なっていくというところを考えますと、やはり出願数の減少につながるような料金については弾力的に、例えば出願料の値上げは今回、棚上げするか、そういった段階的な検討もあり得るのではないかと考えています。

それから、審査請求料に関しましても、先回、値上げしたばかりですので、またこれからの議論ですけれども、マルチマルチクレームも廃止するということになると、どうしても請求項数も多くなり実質的な審査請求料の値上げにもなろうかと思っておりますので、そのあたりも慎重にお考えいただきたいと思います。ですのでシミュレーションをやはりきちんとやっていただくと、私どもも納得しやすいのではないかと考えているところでございます。ただ、やはり今の剰余金の状況を考えますと、まさか全部ゼロでずっと御庁がやっていくわけにもいきませんので、ある程度の料金体系の見直しというのは、それは致し方ないことなのかなとは思っているところでございます。

それから、PCT の出願料を上げるということも、これも当然上げれば出願件数は減ってくる可能性があるかと思っておりますので、そうであれば37ページに小さい字で書いてありますけれども、「国内移行時の審査請求料の割引を充実させる」、この辺りもセットにして考えていただけると大変ありがたいと思っております。

あとマルチマルチクレームに関しましては、私どもは代理人ですので、料金もそうなのですけれども、ユーザー様がお支払いになる料金ですので余り私どもがこれを上げたらどうかとか、これを下げたらどうかといった具体的なことはちょっと申し上げにくいですし、マルチマルチクレームに関しましても、そういうふうにルールが決まりさえすれば、私どもはそれにのっとってやっていくという意味では、ユーザー様が御理解いただけるのであれば、特に反対するものではないと考えてはおります。

ただ、例えば43ページの表で行きますとクレーム4になるとマルチマルチクレームになるというところでございますが、現在、STF という発明の特別な技術的特徴という日本独

特の考え方がございまして、例えば請求項1～3まで新規性がなかった場合、請求項4がもしかすると単一性違反やシフト補正であるといったような拒絶理由が出てきやすくなって、分割したりという場面も増えてくるのではないかとちょっと懸念しているところでもございまして、今回、国際的なハーモナイゼーションを理由にマルチマルチを廃止するということであれば、日本独特のこういったSTFといった考え方自体もセットで見直していただくというような検討もあってもよろしいのではないかと考えております。

それから、確かに松山委員がおっしゃったようにマルチマルチクレームは攻めにくいということであれば、無効審判における防御はやりやすいのかなとも思っています。それに関しましては、弁理士もユーザー様も攻めるときもあれば守るときもあるということですので、反対の理由にはならないのかなと思っております。ただ、もう長年、私どもはマルチマルチクレームに慣れておりますので、周知と、それから先ほど言いましたようなSTF等の問題をセットで考えていただけるとありがたいと思っております。

あと、続けて申し上げてよろしいですか。

○長岡委員長 どうぞ。

○濱田委員 商標に関しましては、ストック商標とか不使用商標につきましては、私どもやはり増額の観点ではなかなかユーザー様のようにご提案できないですが、本来的な商標の出願が減るようでは本末転倒ですので、きちんとシミュレーションしていただいて、こういったものが確実に減らせるような料金体系を考えていただきたいと思っております。

それから、商標の、出願内容の適正化・審査負担軽減に資する料金体系の在り方ということでもございませうけれども、審査の出願内容の適正化ということで、類似商品・役務審査基準、あるいはニース分類に掲載される商品・役務のみを指定した出願について、これを促す方向で今やっというらっしゃるかと思うのですけれども、これに関しましては、弁理士会員の中では反対する弁理士が多いと聞こえてきております。元々、商標制度の中核とすべき商標や商品の類否判断に関する審査はユーザー目線で信頼のできる審査運用となることが肝要であると考えます。拒絶理由がかからない出願促進となっていますけれども、基本的には最終的にどのような権利が発生するのかが重要であって、それが最も重要視されるべきではないかということでもございませう。マドプロ出願時においてもこういった特定のものに誘導する考え方は弊害があるのではないかといった意見が商標関係の弁理士からは多く聞いております。ですので、確かに一定の効果はあろうかと、例えば商標等に不慣れな方たちが自分たちで出願するときにはいいのかもしれませんが、最終的な権利行使で

あるとか、きちんと活用していくという意味では、こういった基準のもののみを指定した商標出願の在り方というのは、もしかすると弊害があるのではないかと懸念している声が多いということですので、その点についてはもう少し検討していただければと思っております。

以上でございます。

○長岡委員長 どうもありがとうございました。

高野課長、お願いします。

○高野商標課長 いろいろ御指摘、ありがとうございます。商標課長の高野でございます。商標について先生方からいろいろ御指摘をいただきましたので、少しコメントさせていただきます。

まず出願アプリ等で中小企業・ベンチャーの方が出願しやすくなるというところですが、出願アプリだけではなくて、制度に不慣れな方が出願しやすいようにということで、どういふところに出願時にお困りになるのかとか、迷うのかとか、そういうところも含めて検討してまいります。アプリだけではなくて、出願手続き全体を支援する方向で検討していきたいというふうに考えてございます。

今、濱田委員のほうから御指摘がありました指定商品・役務の自由記載のところでございますけれども、こちらの推奨表示どおりの指定商品・役務で出願していただくと、まさに我々の審査負担が少ないというところがございます。今はファストトラック審査ということで、審査期間にインセンティブを付与して、そのような表示にしていただけないかと試みているところでございます。ただ、もちろん指定商品・役務の表示というのは、出願人の方の意思で決められるところですので、我々の審査負担も考慮して、なるべく拒絶理由とならない表示にさせていただくため、どんなものが拒絶理由にならない表示かというのを今後も情報を公開して広く皆様にお示しして、その中から選んでいただけるような方策というのを考えていきたいというふうに考えております。

あと少し前に戸田委員から御指摘がありましたけれども、今、商標が登録主義になっているところを使用主義のような形に変えていければどうかということですが、御指摘のとおり日本の商標制度は登録主義でございます。ただ、例えば1区分の中で広範囲な商品やサービスを指定した出願があったときには、審査の段階で本当にその広範囲な商品について、その商標を使用する意思があるのか、本当にその広範囲なサービスにまで、その商標を使用する意思があるのか確認しているというような審査の運用もしてござい

す。今後も審査の段階でも、不使用商標対策として、厳格な審査をしていきたいというふうに考えております。

以上です。ありがとうございます。

○戸田委員 すみません。

○長岡委員長 戸田委員どうぞ。

○戸田委員 誤解があるといけないのでコメントしますけれども、私は使用主義に移行した方がよいと言っているわけではないです。登録主義を堅持しつつ、使用主義的な考え方を一部導入できないですかということをお願いしたつもりです。例えば、ドイツなどで導入されているような仕組みを意識して発言しました。異議申立の審理の際、先願の商標に対して、既に使用しているものがあれば先行権みたいなものが付与されて、先願の商標が権利にならないという運用がされていると聞いたことがあります。そういった制度も勘案したらいいのではないですかということをお願いした次第です。アメリカのようにガラッと制度を変えて使用主義に移行することを考えてくださいということをお願いしているわけではございません。

○高野商標課長 ありがとうございます。

○長岡委員長 どうぞ、糟谷長官、お願いします。

○糟谷特許庁長官 濱田委員がおっしゃった指定商品・指定役務について自由記載でない権利行使がしにくいということについては、ちょっと本当にそうなのかというところを一度、具体的にうちの商標担当と議論する場を持たせていただくほうが生産的な気がするのですね。そんなことはないのではないかという意識をこちら側では持っていて、ギャップがどうも私にはあるように思えてしょうがないものですから、一度そんなコミュニケーションをさせていただければありがたいなと思っております。

○濱田委員 是非よろしくお願いします。ディスカッションしたいと思う者がたくさんいると思いますので、是非一方的に決めずに、ディスカッションの場を設けていただければと思います。もうそれだけで今日来た甲斐がございますので、よろしく願いいたします。

○長岡委員長 鮫島委員、お願いします。

○鮫島委員 3点ほどあります。この34ページにある値上げのお話なのですけれども、中小・ベンチャーの立場からすると、この程度の値上げをしていただいても大したインパクトはないだろうと考えます。理由は幾つかあるのですけれども、そもそも彼らは年間、2・3件しか出さないのです、そうすると年間の手数料の増額は1万、2万ぐらいにしか

らないということと、大企業のようにたくさん特許を出してないということは、慣れてもいないわけで、こういう手数料ですよと言われたときに、「これ、高いじゃないか」などという感性ありません。ただ、審査請求料だけはかなりの高額で10万を超えてしまうので、中小減免制度を維持していただければ、大変ありがたいというふうには思っております。

2点目のPCTについて今の話に付け加えるとしたら、今まで特許庁さんは政策的な目的もあって赤字受注してきたわけですが、ビジネスとして見れば健全な状態ではない。こういう財政状況の場合は、健全な状態に戻されたほうがいいのではないかなというふうに思います。それについて中小・ベンチャーが何か文句を言うかということ、同じく、そういうものだというところにきつとなるのだろうなと思っています。

マルチマルチは、権利範囲が不明確になる形態のクレームだと思っています。実際に裁判でもマルチマルチを使って権利行使したという経験は余りないのです。そういう観点からすると、本当に必要なのかという議論はあるのかなと思っています。ただ、マルチマルチをやめてしまうと、その分、請求項数が増えてしまうという問題があります。特に、今の日本の料金体系だと1請求ごとに審査請求も特許料も加算ということになっているわけなので、かなりの負担増になってしまう可能性もある。45ページの国際比較からすると、多くの国が審査手数料も特許料も、一定の請求項数までは料金も一定のパッケージ料金になっているわけですから、このようなパッケージ料金的な体系の導入も御検討いただいた上で、マルチマルチ廃止という方向にさせていただけると大変ありがたいかなという気はしております。

以上です。

○長岡委員長 ありがとうございます。

野仲調整課長どうぞ。

○野仲調整課長 ありがとうございます。少し戻りますけれども、濱田委員から御指摘をいただいたマルチマルチのクレームを制限した場合の単一性の判断、特にSTF等の判断に関するところにつきましては、あくまでマルチマルチクレームを制限しても、これは書きぶりの問題、記述の問題であって、実際に書けるものが減るわけではないということと、実態的な判断に影響を与えないということが大原則だと思いますので、基本的にはここには影響はない、ないようにしなければいけないと思っています。その上で、実際に制限をかけた場合には、マルチマルチクレームを出願されてしまった場合に拒絶理由を打たなければいけないとかそういう問題が多分生じてきますけれども、そのときの運用について

は今後しっかり検討して、過度な負担にならないような形で適正な審査ができるような方策を考えていかなければいけないと思っております。

それから鮫島委員から御指摘のありました、ある程度の請求項数まで料金をパッケージ化するというところについては、そういう論点は当然あり得るのではないかと感じております。各国、パッケージ部分の請求項数が違うことによって、各国に出ている出願の平均請求項数というのを見ると、かなりそこに引きずられている部分があるというのは認識をしておりますので、御指摘いただいたような観点も含めて今後の在り方は検討すべきかと認識をしております。

○鮫島委員 マルチマルチに対しては拒絶理由通知を打たなければいけないというのはそのとおりだと思うのですが、せっかく電子出願制度を導入しているのですから、マルチマルチは電子出願システムを通らないようにするとか、何かそんな工夫はできないのでしょうか。多分技術的にはできそうですよね。

○野仲調整課長 ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。実際には自然文で書かれているので完全に網羅的にきちっと把握できるかという問題はあるのですが、今回、資料で実際にばらした実質請求項数というのを計算するのも我々、内部でシステムの工夫をしてばらすことをやっていて、ほぼできておりますので、当然そういうことも検討していきたいと思っております。

○長岡委員長 山内委員、お願いします。

○山内委員 2点ございます。商標につきましては、ブランド化への意識を高めていく必要があるという観点と併せ、近年、中小企業の出願件数も増えてきているということで注目しております。今回、不使用の商標対策として料金インセンティブを働かせるということで、料金を引き上げるという提案をいただいております。一定の値上げは認めざるを得ないなというふうに思っておりますが、先ほどもありましたとおり、一律の値上げが適切かどうかというところについてはご検討いただきたいと思います。中小企業の多くは商品、あるいは役務の分類について自由記載を必ずしもする必要も高くはございません。審査基準やニース分類の分類に従った出願であれば審査への負担も小さくなるというご説明があったかと思いますが、料金は審査のコストに応じて設定すべきではないかと思っております。そうであれば、このような分類に従った出願の料金は自由記載の出願よりも値上げの幅は圧縮するといったところも対応すべきではないかと思っております。メリハリのある料金体系とすることで審査基準、ニース分類に沿った出願にシフトするインセンティブも

発生すると思いますし、特許庁自体のコスト軽減にもつながるものではないかと思っています。資料に将来的な料金面のインセンティブについても検討とありますが、先送りする必要もないと思いますので、今回の料金見直しと同時に検討いただければありがたいと思っております。

もう一点目は、減免制度につきましては、支払の繰延ではなくて制度を潜脱的に利用する少数の者を取り締まる方向で御検討いただいていることを大変ありがたいと思っております、その方向で是非進めていただければありがたいと思っております。ただ、こうした少数の方は制度が変更されるとまた新しい制度の抜け穴を探して減免を享受しようという可能性もあるのだらうと思います。例えば、権利移転の課題については、特許登録後に権利移転すれば減免を受けられるということになれば、移転手続の手間をかけても減免を利用しようという者が現れてくるということもあります。一部の企業が膨大な件数の出願を行っているという課題については、件数で制限をかけるということはもちろんあると思いますけれども、そうすると今度は子会社を通じた出願で減免を享受しようということも考えられます。こうした潜脱的な利用が行われないような形の制度に是非していただきたいというふうに思っております。

こういった形であればこの抜け穴を塞いでいけるのか、適正な利用になるのかということについては検討が必要かと思っておりますが、例えば一部の企業が膨大な件数の出願を行っているという問題では、令和元年度の改正独禁法における課徴金の中小企業算定率の適用を受ける業者の要件見直しが参考になるのではないかと思います。近年の独禁法の執行においては、大企業グループに属する違反事業者であっても中小企業の算定率が適用される事案も見られたことから、こうした大企業グループに属する違反事業者はグループの経済力や信用力を利用してグループ内で営業利益や経済的な負担を共有することができるという点で制度趣旨に必ずしも合致しないということで、中小企業算定率の適用を受ける事業者を、違反事業者及びその全ての子会社などが中小企業に該当する場合に限定することで、実質的に中小企業に限定するという改正がなされています。このような他省庁の動きも参考にいただきながら、本来の制度趣旨が実現するよう、是非制度設計の検討を進めていただければありがたいと思います。

以上でございます。

○長岡委員長 大変有益なコメント、ありがとうございました。

どうぞ、萩原委員、お願いします。

○萩原委員 ありがとうございます。商標なのですけれども、適正な商標出願の姿にするために料金を改定するというのは1つの施策だと思っているのですけれども、かつ商標は審査請求費はないので、そういう意味では出願人の負担というのが、その権利をとるまでの料金の負担というのが結構軽い。そういう意味で言うと、更新料も含めたところでの料金の見直しというのはありだろうなというふうに思っております。

ただ、一方で企業にとってグローバル競争の中で勝ち残っていくということを考えると、ブランド戦略というのは欠かせないのですよね。ですから、一方的に料金の値上げだけをやると、特許庁は国策として、政策としてブランド戦略と反対の方向へ行っているのかということになりかねないと思うので、是非インセンティブ、ここに書いていただいている何かしらのインセンティブ政策もセットにさせていただいて対応していただきたいというふうに思います。そういう意味では先ほど戸田委員もおっしゃいましたけれども、日本の商標出願が少ないというような現状もあるわけですから、やはりインセンティブ政策は必要かなと思います。

以上です。

○長岡委員長 大変ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

本日は、非常に内容のある充実したコメントをしていただいて、ありがとうございました。基本的には、この歳出・歳入構造改革の基本的な方向には、各委員の方の御賛同を得られたと思いますけれども、料金改定を具体的にどうしていくのか、いろいろなメニューを考えた上でシミュレーションをやって最適化をしていくということと、それから料金の値上げをするだけではやはり出願のインセンティブが下がるという面があるので、制度の活用策を強化するというのをセットで考えるべきだということも多くの方から御指摘いただいたと思います。

ということで、本日本日予定しておりました議事は以上であります。事務局のほうから何かありますでしょうか。

○小松企画調査課長 本日の議事録について、委員の皆様にはこれまでと同様、短期間で御確認をお願いする予定でございますので、よろしくお願いたします。

それから次回、第4回の小委員会ですけれども、12月21日を予定しております。次回の小委員会ではこれまで御議論いただいた内容を踏まえて、本小委員会の報告書案を提示させていただこうと考えております。

以上です。

○長岡委員長 では、以上をもちまして、産業構造審議会知的財産分科会第3回基本問題小委員会を閉会にいたします。

本日は長時間の御審議を大変ありがとうございました。

4. 閉 会